

ペット飼育細則

ローズハイツ八王子管理組合（以下「管理組合」という。）は、ローズハイツ八王子管理組合規約（以下「管理規約」という。）第18条及び第19条並びに使用細則第3条第四号に基づき、次のとおりペット飼育細則（以下「本細則」という。）を定める。

（目 的）

第 1 条 本細則は、管理組合と組合員等との間における、動物を飼うに当たって必要な事項を定めると共に、動物の愛護についての理解を深めることを目的とする。

（飼い主の心構え）

第 2 条 ローズハイツ八王子において動物を飼う組合員等（以下「飼い主」という。）は、次のことを常に心掛けなければならない。

- 一 他の組合員等の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。
- 二 動物の本能、習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、動物を終生、適正に飼うこと。
- 三 動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の保護及び管理に関する条例、狂犬病予防法等の規定に従い、飼い主の業務を守ること。

（飼い主の守るべき事項）

第 3 条 飼い主は、次に掲げる事項を守り、動物を適正に飼わなければならない。

一 基本的な事項

- ① 動物は、組合員等の専有部分にて飼うこと。組合員等の専有部分以外で、動物に餌や水を与えないこと、また排せつをさせないこと。
- ② 犬、猫等を散歩させる時には、ローズハイツ八王子の建物内は歩かせる移動は禁止とし、抱きかかえるかケージに入れて移動すること。ただし、止むを得ない事情等があり、散歩等で往復時に通り道として共用部分を歩かせて移動する場合はペット委員会を経由し、管理組合の許可を得ること。
- ③ 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の組合員等に危害を及ぼさないよう留意すること。

- ④ 動物の飼育は、その動物一代限りとし、子孫は残さないこととする。犬、猫には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること。
 - ⑤ 犬、猫には、必要な「しつけ」を行うこと。又、動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
 - ⑥ 動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと。
- 二 他の組合員等に配慮する事項
- ① 移動に際してエントランスホール、廊下、エレベーター、階段等を利用する際は一般の組合員等に危害や迷惑を及ぼさない手段を講ずること。
 - ② 犬、猫等が組合員等の専有部分以外で万一排せつした場合は、ふん尿を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと。
 - ③ 組合員等の専有部分での動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行う場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛や羽等の飛散を防止すること。また、共用部分、敷地内、及びローズハイツ八王子周辺では行わないこと。

(ペット委員会)

- 第 4 条 ローズハイツ八王子におけるペットの飼い主は、管理組合指導の下に、ペット委員会（通称ペットクラブ）を設ける。
- 2 ペット委員会は飼い主全員及びその他の入会を希望する組合員等で構成し、会則を定め、適正な運営を図る。
 - 3 ペット委員会の役割は、次のとおりとする。
 - 一 会員相互の友好を深めるとともに、動物の正しい飼い方に関する知識を広めるよう努めること。
 - 二 会員以外の組合員等及び近隣住民にも、動物と暮らすことへの理解を深めてもらうよう努めること。
 - 三 ローズハイツ八王子内のエレベーター、エントランスホール、開放廊下、階段、その他建物内、敷地内等の共用施設や、周辺環境及び衛生の保持に努めること。
 - 四 動物を飼おうとする組合員等の相談窓口となること。
 - 五 飼い主が自ら解決することが困難な問題が生じた場合には、その飼い主とともに適切な解決を図ること。
 - 六 本細則に違反した飼い主に対し、適切な飼い方等を指導すること。
 - 七 第 8 条（動物の標識）の業務を行うこと。
 - 八 理事長に対し、ペット委員会の組織及び運営状況について適

時（年2回以上）報告すること。

九 管理組合は、ペット委員会に対して、理事会から理事2名（A棟・B棟より各1名）が参加するなど必要に応じて補助する。

（飼うことのできる動物の種類）

第5条 組合員等が飼うことのできる動物の種類は、原則として犬、猫又はカゴ・水槽等で飼育できる小動物に限るものとする。ただし、組合員等に危害を加えるおそれがある、或いは、臭い、抜け毛、鳴き声等で迷惑をかけるおそれがある、とペット委員会が判断したものは飼うことができないものとする。

（飼うことのできる動物の数）

第6条 組合員等が飼うことのできる動物の数（一世帯当たり）は、次の通りとする。ただし、それぞれの動物飼育数は、一代限りとし、繁殖を目的としてはならない。

一 犬及び猫については、各1頭（匹）とする。ただし、届出により許可された場合はその限りではない。犬及び猫については合わせて2頭（匹）までとする。

二 小鳥又は小動物を飼育するカゴについては、室内で維持できる範囲内とする。

三 水槽で飼育する観賞用魚類等については、室内で維持できる範囲内とする。

（組合員等の行う手続き）

第7条 組合員等は、下記に掲げる手続を行わなければならない。

一 動物を飼う場合は、管理規約及び本細則を遵守する旨の誓約とともに、あらかじめ管理組合に対して申請し、承認を得なければならない。（飼育届出書兼誓約書の提出）

二 犬を飼う場合は、前号の手続を経た後、速やかに狂犬病予防法第4条に規定する登録及び同法第5条に規定する予防注射を行った旨の証明を掲示すること。

三 動物を飼わなくなった場合は、その旨を届けること。

（動物の標識）

第8条 飼い主は、管理組合が発行する標識を、他の組合員等が見やすい場所に掲示しておかなければならない。

（身体障害者補助犬に対する配慮）

第9条 組合員等が、盲導犬、介助犬及び聴導犬（以下「身体障害者補助犬」という。）を必要とする場合においては、管理組合及び他の組合員等は、その動物の必要性に十分配慮するものとする。

2 身体障害者補助犬については、次に掲げる項目の適用を除外する。

- 一 第3条（飼い主の守るべき事項）第二号の⑤
 - 二 第5条（飼うことのできる動物の種類）
 - 三 第6条（飼うことのできる動物の数）
- 3 身体障害者補助犬については、それを証する書類を管理組合に提出しなければならない。

（苦情の受付）

第10条 組合員等が当ハイツ内の飼育動物による迷惑行為を受けた場合は、「ペット飼育に関する苦情届」により管理組合に届け出ることができる。

- 2 管理組合は、前項により苦情の届け出を受けたときは、速やかにペット委員会に指示し、調査及び対策をたてさせるものとする。

（飼い主の責任）

第11条 飼い主は、他の組合員等とのトラブルに対して全責任を負うものとする。

- 2 ペットによる汚損、破損、傷害などが発生した場合は、理由の如何を問わず飼い主は全責任を負わなければならない。

（理事長の勧告等）

第12条 飼い主が、本細則に違反した場合、理事長は、理事会の決議を経て、その是正等のため、必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

（飼育の禁止）

第13条 飼い主が、第10条の責任を負わない場合又は第11条の勧告及び指示等に従わない場合、理事長は、理事会の決議を経て、ペットの飼育を禁止することができる。

- 2 ペットの飼育を禁止された者（以下「飼育禁止者」という。）は、新たな飼い主を探す等、速やかに適切な措置をとらなければならない。

3 飼育禁止者は、再度ペットを飼育してはならない。

4 飼育禁止者は、ペット委員会から除名処分となる。

（細則外事項）

第14条 本細則に定めのない事項については、管理規約又は他の使用細則等によるほか、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

附 則

（細則の発効）

第 1 条 本細則は平成 23 年 6 月 26 日から効力を発する。

(経過措置)

第 2 条 「ローズハイツ八王子における動物飼養に関する細則」(以下「旧細則」という。)は、本細則発効をもって廃止する。ただし、旧細則の規定により生じた効力を妨げない。

(細則の改正)

第 3 条 本細則の変更又は廃止は、団地総会の決議を経なければならない。

飼育届出書兼誓約書

平成 年 月 日

ローズハイツ八王子管理組合
理事長 殿

棟 号室 氏名 印

私は、下記のペットを飼育したいので、ペット飼育細則に従い、申請致します。
また、私はペットの飼育に当たっては、法定事項及びペット飼育細則を遵守し、他に危害、迷惑をかけません。万一違反した場合はペット飼育を禁止されてもこれに従うことを誓います。

種 類	_____
名 前	_____
性 別	_____
生後年月数	_____
大きさ（重さ）	_____
色	_____

〈写真貼付欄〉

※ 最近1か月以内のものを貼ること。また、子供の場合は成長後に再度写真を提出すること。

ペット飼育承認書

平成 年 月 日

棟 号室 氏名 殿

ローズハイツ八王子管理組合
理事長 印

平成 年 月 日に貴殿より申請のありましたペットの飼育につき、
次のとおり決定しましたので、通知します。

1. 申請のとおり承認します。
2. 申請については、下記の条件により承認します。
3. 申請については、下記の理由により承認できません。

条件・理由

ペット飼育終了届

平成 年 月 日

ローズハイツ八王子管理組合
理事長 殿

棟 号室 氏名 印

私は、ペット飼育細則に基づき、次のとおりペットの飼育の終了を届け出ます。

1. ペットの種類
2. 飼育の終了年月日
3. 飼育終了の理由

ペット飼育に関する苦情届

平成 年 月 日

ローズハイツ八王子管理組合
理事長 殿

棟 号室 氏名 _____

私は、ペット飼育細則第10条の規定に基づき、下記のとおりペット飼育に関する苦情を届け出ますので改善検討をお願いします。

記

苦情内容

.....
.....
.....
.....
.....

具体的に、1件1枚で記入ねがいます。

-
1. 受付日： 平成年 月 日
 2. 対応者の判定
- ① ペット委員会による意見聴取、確認調査のうえペット委員会での処理相当。
 意見聴取、確認調査の結果、理事会へ上申相当。
- ② ペット委員会に指示のうえ、上申意見により、理事会において処理相当。
3. 処理対応(結論)

.....
.....

理事長	担当理事	担当理事